



最上川中部水道企業団

平成 2 3 年 度

水 質 検 査 計 画



最上川中部水道企業団 高速沈澱池

水質検査計画策定の目的

水質検査は、水道水として水質基準に適合した安全な水であることを保証するための重要な水質管理です。

水質検査計画とは、水質検査の透明性を確保し、適正に水質検査が行われていることを皆様に確認していただけるように、検査の地点、項目及び頻度等を定めたものです。

また、水道法施行規則第15条第6項で「水道事業者は、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定すること」と規定されています。

水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水水質及び水道水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5. 水質検査を行う方法
 - ・自己／委託の区分
 - ・検査方法
6. 水質検査計画及び検査結果の公表
 - ・公表内容
 - ・公表方法
7. その他の留意事項
 - ・水道水源の汚染源の把握
 - ・関係者との連携
8. 用語解説

1. 基本方針

平成23年度水質検査項目は

- ①水道法で検査が義務付けられている「水質基準項目」（50項目）
- ②水道法で検査が義務付けられている「色、濁り、残留塩素等の検査」（毎日検査）
- ③臨時の水質検査

以上の3項目です。

2. 水道事業の概要

最上川中部水道企業団の水源は、最上川表流水及び県営村山広域水道（水道用水供給事業）より受水の2系統です。この2系統の浄水された水は、諏訪山配水池（山辺町）及び土橋配水池（中山町）で混合され、受益者の皆さんへ給水しています。

（1）給水状況

①給水区域	中山町・山辺町・山形市の一部
②給水人口	28,900人（平成21年度末）
③普及率	99.9%（平成21年度末）
④1日最大給水量	8,932m ³ （平成21年度末）
⑤1日平均給水量	7,833m ³ （平成21年度末）
⑥計画給水人口	30,450人
⑦計画1日最大給水量	15,120m ³

3. 原水（最上川表流水）水質及び水道水の水質状況

原水は、雨期には高濁度となりますが、適切な薬品注入制御で浄水しております。濁度以外の水質については、通常大きな変動は無く、おおむね良好な状態です。給水となる浄水についても、常に水質基準を満たし、安全で良質な水です。

4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

①水質基準項目〔50項目〕 ※詳細項目は別紙1参照

（基準値以下で給水することが法令で義務付けられている項目）

a. 検査項目

50項目すべてを省略せずに実施します。

b. 検査頻度

水道法に基づき、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度及び濁度の検査（水道法施行規則第15条第1項第3号）は、毎月1回実施します。

その他の項目については、最上川中部水道企業団では、蛇口の水が常に安定して良好であり水質基準を十分に満足していることから、年1回以上あるいは3年に1回以上に検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、引き続き水質が安定し良好であることを確認するために検査頻度を減らさずに1年に4回の検査を実施します。

- c. 検査地点 ※詳細地点は別紙3参照
給水区域内2箇所で行います。
採水場所は、法令に基づきすべて蛇口（給水栓）とします。

②異常な臭味、残留塩素等の検査（水道法施行規則第15条第1項第1号）

（蛇口で毎日検査を行うことが法令で義務付けられている項目）

※詳細項目は別紙2参照

- a. 検査項目
色、濁り並びに消毒の残留効果等について実施します。
- b. 検査頻度
1日1回実施します。
- c. 採水地点 ※詳細地点は別紙3参照
採水場所は、法令に基づきすべて蛇口（給水栓）とします。

③その他の項目

- a. 検査項目
原水水質検査 ※詳細項目は別紙2参照
水質基準38項目検査（水源汚染を判断するため実施）
指標菌2項目検査（クリプトスポリジウム汚染のおそれを判断する為に実施）
クリプトスポリジウム検査
- b. 検査頻度
原水水質検査（水質基準38項目検査） 1年に1回
上記水質基準38項目の内、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、臭気、色度及び濁度の検査は、1年に11回
指標菌2項目検査（大腸菌・嫌気性芽胞菌）3ヶ月1回実施
クリプトスポリジウム検査 1年に1回（原水・ろ過水）
- c. 検査箇所
原水水質検査 沈澱池着水井
指標菌2項目検査 沈澱池着水井
クリプトスポリジウム検査 沈澱池着水井 ろ過水

④臨時の水質検査

次に示すような水質の変化があり、蛇口の水が水質基準に適合しない恐れがある場合には臨時の水質検査を行います。

- a. 水源の水質が著しく悪化したとき
- b. 水源に異常があったとき
- c. 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- d. 浄水過程に異常があったとき
- e. 配水管など水道施設が著しく汚染された恐れがある場合
- f. その他必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し蛇口の水の安全性が確認されるまで行います。

5. 水質検査を行う方法

①水質検査の自己／委託の区分

- a. 浄水水質基準項目

水道法第20条に基づき厚生労働大臣登録機関へ検査の実施を委託します。

6. 水質検査計画及び検査結果の公表

公表内容

- ①水質検査計画書
- ②水道法に基づく水質検査結果

公表方法

請求者に対する情報開示

最上川中部水道企業団ホームページ URL mogamigawa-suido.jp

7. その他の留意事項

水道水源の汚染源の把握

水源付近、上流域における汚染源及び汚染源となるおそれのある事業所等の把握に努めます

関係者との連携

水道水が原因で水質事故が発生した場合は、県、保健所及び関係各機関と連携し水質検査等を行い迅速な対応を図ります。

8. 用語解説

水質検査

水質試験を行い、その結果が水質基準項目ごとの基準値に照らして適合しているかどうかを判定することをいいます。

本計画書では、原水で行う試験も含め水質検査とよんでいます。

原水

浄水場で処理する前の水

浄水

浄水場で処理した水（蛇口から出る水も浄水）

次亜塩素酸ナトリウム

処理水を滅菌するために使用する薬品

給水区域

企業団給水区域には、大きく分けて2つの配水系統があります。

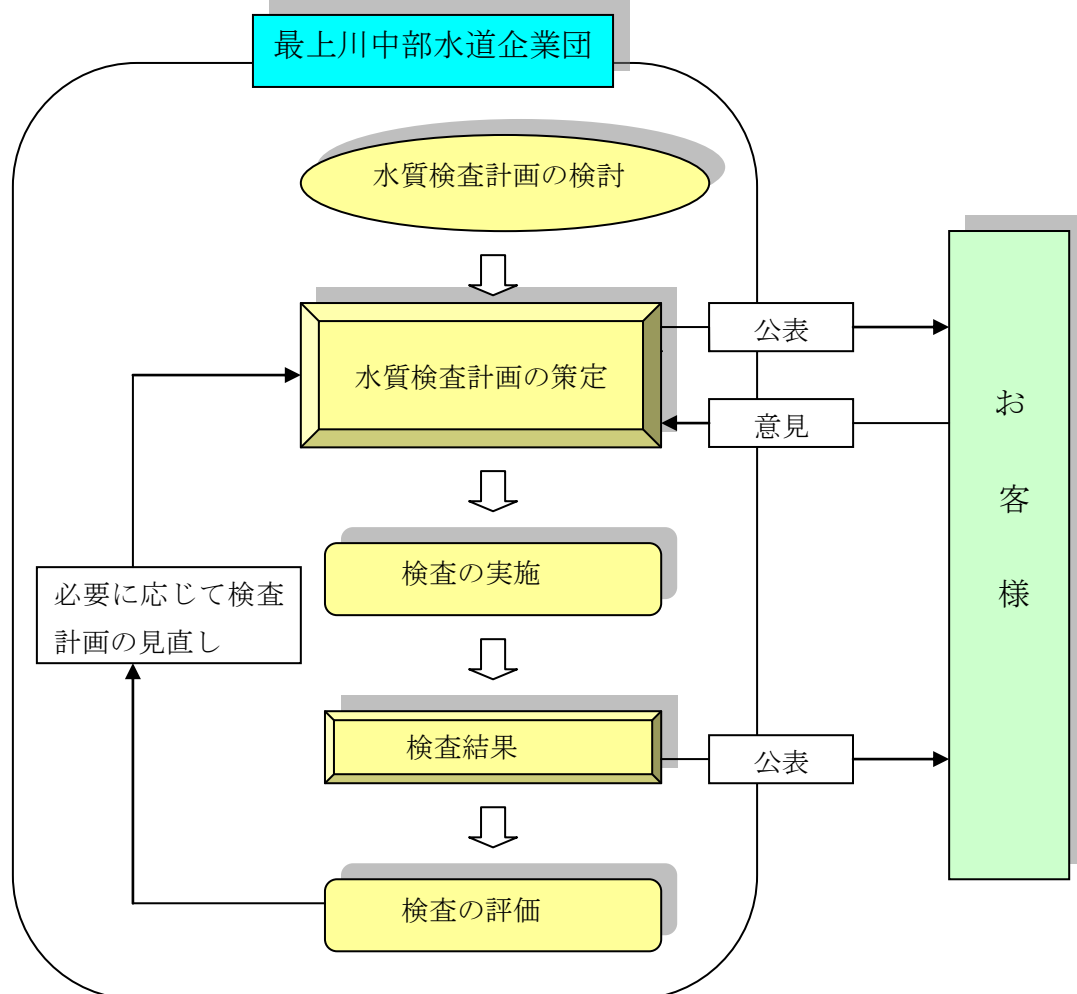
水質検査もこの配水系統に基づき水質検査箇所（採水場所）を定めて実施します。

水質基準項目

水道水を生涯にわたり、連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じないこと、生活利用上（色、濁り、臭いなど）及び、水道施設管理上障害が生じないことを水準として基準が設定されています。

具体的には「水道水質基準に関する省令」で定められています。

水質検査計画策定フロー



水質検査計画に関するお問合せ先

最上川中部水道企業団

〒990-0401

山形県東村山郡中山町大字長崎4848

電話 023-662-2163

FAX 023-662-2159

メールアドレス mo-suido@cameo.plala.or.jp

ホームページ URL mogamigawa-suido.jp